

蒜山デイサービスセンター(介護予防デイ事業)料金表

真庭市介護予防デイサービス(独自)

令和4年10月1日現在

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要支援度に応じて異なります。)

1月当りのサービス料金(1割負担者)

		要支援1	要支援2
1.	ご契約者の要支援度とサービス利用料金	16,720円	34,280円
2.	サービス提供体制強化加算(I)	880円	1,760円
3.	介護職員処遇改善加算(I)	1,040円	2,130円
4.	介護職員等特定処遇改善加算(I)	210円	430円
5.	介護職員等ベースアップ等支援加算	190円	400円
6.	うち、介護保険から給付される金額	17,136円	35,100円
7.	サービス利用に係る自己負担額 (1+2+3+4+5-6)	1,904円	3,900円

1月当りのサービス料金(2割負担者)

6.	うち、介護保険から給付される金額	15,232円	31,200円
7.	サービス利用に係る自己負担額 (1+2+3+4+5-6)	3,808円	7,800円

1月当りのサービス料金(3割負担者)

6.	うち、介護保険から給付される金額	13,328円	27,300円
7.	サービス利用に係る自己負担額 (1+2+3+4+5-6)	5,712円	11,700円

☆ ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記②参照)

☆ 若年性認知症患者に対し介護サービスを提供した場合には240円(月額)をいただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超える介護予防通所介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。料金:1回あたり500円

③ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金:材料代等の実費をいただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代:実費 その他:実費

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。